

## 三重中央開発(株)が三重県廃棄物関係事業功労者表彰を受賞

令和2年度の三重県廃棄物関係事業功労者表彰を三重中央開発株式会社が受賞し、令和3年2月24日に三重県庁において表彰式が開催されました。

表彰式では、稲垣副知事から、同社井上吉一専務取締役役に表彰状が授与され、併せて「貴社のこれまでの適正処理や資源循環システムの構築に向けた取組に感謝するとともに、産業廃棄物業界は国民生活を支える大切な業務であり、重要なパートナーとして引き続き3Rの推進等に協力をお願いしたい」旨のご挨拶をいただきました。

今回の受賞にあたって、井上専務取締役からコメントをいただきましたのでご披露いたします。

今般、三重県から廃棄物関係事業功労者として表彰をいただき、大変光栄なことと感謝いたしております。

当社は、1980年の設立以来、循環型社会の構築に向けて、多様で高度なりサイクル施設の整備を進めてまいりましたが、その中であって、災害廃棄物や処理困難物の処理への対応、CSR活動の推進等の取組をご評価いただいたものと考えております。

これを契機として、地球温暖化対策やSDGsなどの課題の解決に向け、新たな気持ちで、その一翼を担う取組を進めていきたいと考えております。

令和2年度 三重県廃棄物関係事業功労者表彰式



## (株)ウエスギが四日市市雇用優良事業所表彰を受賞

株式会社ウエスギが、「四日市市雇用優良事業所表彰」を受賞され、去る3月10日に市役所8階 来賓応接室にて表彰式が行われました。

四日市市は、毎年、障害者や高齢者の雇用を積極的に推進している事業所を「四日市市雇用優良事業所」として表彰を行っており、今般、株式会社ウエスギは、障害者の雇用率が19.64%と高い水準にあることが評価され、受賞となったものです。

今回の受賞にあたり、同社社長の上杉啓詞様から、「非常に光栄で選んでいただいたことに感謝している。今後も障害者や高齢者に寄り添った雇用を継続し、地域社会に貢献していきたい。」とコメントをいただきました。



## 令和2年度第2回安全衛生研修会を開催



令和3年3月5日にじばさん三重大研修室において、第2回安全衛生研修会を開催しました。今回の研修は、解体工事の際のアスベスト対策に係る規制が令和3年4月から強化されること等を受け、新しい制度の理解を深めてもらうことを目的とし、また、新型コロナウイルス感染症対策のため、会場を広くとって研修を行いました。

研修会では、中村福利厚生委員長から労働安全衛生の徹底を呼び掛けるご挨拶を頂いたあと、最初に三重労働局労働基準部健康安全係長の堀川康孝氏より、「石綿予防規則等の改正について」と題して、建設物の解体作業に係る石綿予防規則等の改正や、金属アーク溶接等作業時における健康障害防止措置の義務付け、職場における新型コロナウイルス感染症対策のためのポイント等について実践的な内容の説明をしていただきました。

続いて、三重県環境生活部大気・水環境課大気環境班の高部圭祐氏より、「大気汚染防止法の改正によるアスベスト飛散防止対策の強化について」と題して、解体等工事に係る新たな規制として、事前調査の実施と発注者への説明、記録の保存等の手続きや、排出作業時の基準順守について説明をいただきました。

これらの新たな規制の内容については、それぞれ次のホームページで詳細な資料が入手できますので、ご活用下さい。

三重労働局ホームページ「石綿障害予防規則改正」  
[https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/ansen\\_eisei/ishiwata20200811.html](https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/ansen_eisei/ishiwata20200811.html)

環境省作成資料：「大気汚染防止法及び政省令の改正について」  
[http://www.env.go.jp/air/post\\_48.html](http://www.env.go.jp/air/post_48.html)



## 令和2年度災害廃棄物処理情報伝達訓練の実施

令和3年1月21日に、県内自治体と協会及び協会会員の協力をいただいて、情報伝達訓練を実施しました。

この訓練は、三重県と当協会が締結している「災害時におけるがれき等の廃棄物の処理に関する応援協定」の実効性を確保することを目的に毎年実施しているもので、今回は、四日市市、尾鷲市、朝日町、御浜町、紀宝町の2市3町から収集運搬車両の派遣要請があることを想定し、協会と、三重県、各市町、協会員の間でFAXによる情報伝達により応援体制をつくりあげていく訓練としました。

今回は、各市町からの応援要請を受けて、県内の災害廃棄物処理応援協力会員193社にFAXで応援要請を行ったところ、152社(約79%)から回答をいただき、このうち特に115社(約60%)からは要請から3時間以内に回答をいただくことができました。

今回の訓練では、要請内容のとりまとめやFAXの送信に時間を要するなど運用上の課題もあらわれてきました。また、全国的に大規模災害が頻発している状況の中、業界に対するニーズも多様化、高度化してきている状況もありますので、いっそうの体制整備について災害廃棄物専門部会で話し合いを行っていくこととしています。

また、この情報伝達訓練は、市町との連携を確認する重要な機会という側面もありますので、すみやかに全市町を一巡することができるよう、引き続き手続きの改善を重ねながら実施していきたいと考えています。

## 産廃Q&A

### Q1 解体工事を実施する際の廃棄物処理等に関する発注者への説明について教えてください。

解体工事を実施する際には、建築リサイクル法により監督官庁への工事の届出や発注者への説明等が規定されていますが、このほかにも、廃棄物の排出や関連する工事に伴って、下の表のような事項について発注者に説明を行うことが新たに規定されていますので、手続きに遺漏の無いようご注意ください。

項目	規制の概要	根拠法令等
フロン類を使用した製品の設置の有無の確認及び説明等 R2年4月1日改正法施行	特定解体工事元請業者は、業務用冷凍空調機器(第一種特定製品)の設置の有無について事前確認を行い発注者に対して書面(事前確認書)で説明することが義務付けられています。 また、令和2年4月1日から、事前確認書(写し)を3年間保存することが義務付けられています。	フロン排出抑制法
解体工事に伴って生じる産業廃棄物に係る説明等 R2年10月1日施行	解体工事に伴って生じる産業廃棄物について、元請業者は発注者に対して、書面で発生量、処分先、処理費用等の予定を工事開始前に説明すること及び適正に処理した旨を工事完了後に報告することが義務付けられています。	三重県産業廃棄物条例
解体工事実施前の調査と、調査結果の報告等 R3年4月1日施行	解体等工事の元請業者は、発注者に対し、石綿の有無に関する事前調査結果の書面説明(石綿が無の場合も含みます。)や特定粉じん排出等作業完了後の結果の書面報告が義務付けられます。	大気汚染防止法

### Q2 新型コロナウイルス感染症に関連する廃棄物処理の留意点について教えてください。

新型コロナウイルス感染症の感染リスクのある廃棄物の取り扱いについては、「廃棄物処理法に基づく感染性廃棄物処理マニュアル」や「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」を基本として対応することとなりますが、これに加えて、日々、様々な通知等が発出・改訂されているところです。

環境省のホームページにおいて、「廃棄物処理における新型コロナウイルス感染症対策に関するQ&A」が開設され、これらの情報がわかりやすく解説されており、自社の対応や排出者の方々へのアドバイス等にお役立てください。

[http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp\\_contr/infection/coronaqa/index.html](http://www.env.go.jp/recycle/waste/sp_contr/infection/coronaqa/index.html)

